

## 東洋学園大学研究倫理委員会規程

### (目 的)

第1条 東洋学園大学研究倫理規程（以下、「研究倫理規程」という）第7条第5項の規程に基づき、東洋学園大学研究倫理委員会（以下、「委員会」という）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (審議事項及び任務)

第2条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 研究者の研究活動の倫理及び研究費の執行、管理に係る教育・啓発活動に関する事項
  - (2) 研究活動の不正行為防止に関する事項
  - (3) 研究活動の不正行為の調査及び判定等に関する事項
  - (4) 研究倫理規程及び東洋学園大学「人を対象とする研究」倫理規程（以下、「人を対象とする研究倫理規程」という）及び東洋学園大学動物実験実施規程（以下、「動物実験実施規程」という）の運用、解釈に関する事項
  - (5) 人を対象とする研究倫理規程第6条及び動物実験実施規程第6条に規定する審査に関する事項
  - (6) 研究倫理規程、人を対象とする研究倫理規程及び動物実験実施規程の改廃に関する事項
  - (7) その他必要な事項
- 2 委員会は、必要があると認められるときは、研究者に対して、適切な指導及び助言を行うものとする。
- 3 委員会は、研究倫理規程第7条第2項に定める苦情、相談等に対応するものとする。
- 4 委員会は、研究者の研究活動の不正行為があると認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。

### (構 成)

第3条 委員会は、次の者でもって構成する。

- (1) 学長
  - (2) 副学長
  - (3) 学部長、研究科長、センター長
  - (4) 学科長、専攻長、センター主任
- 2 前項第3号の者は、東洋学園大学研究活動の不正行為に関する規程第5条第7項に基づき、前項第4号の者を置くことが出来る。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。委員長及び副委員長は、第3条第2号から第4号に定める委員から最高管理責任者が委嘱する。

### (任 期)

第5条 第3条第1号から第4号に定める委員の任期は、その職の期間とし、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(議事)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立し、議事は委員の過半数で決する。

3 前項にかかわらず、研究倫理規程から大きく逸脱した行為に関する議事は、委員の3分の2以上で決するものとする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めた場合には、委員以外の者の出席を求め、意見を徴することができる。

(守秘義務)

第8条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、審査、苦情、相談等の内容について個人のプライバシー保護に留意し、知り得た秘密は、これを他に漏らしてはならない。

(事務)

第9条 この規程に関する事務は、法人本部企画部が取り扱う。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、研究倫理委員会及び大学運営協議会の議を経て、理事会において決定する。

附 則

この規程は平成24年 4月 1日から施行する。

この規程は平成27年 4月 1日から施行する。

この規程は平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は平成29年10月 1日から施行する。

この規程は令和 3年 4月 1日から施行する。

この規程は令和 5年 1月 1日から施行する。

この規程は令和 5年 4月 1日から施行する。

この規程は令和 7年 4月 1日から施行する。

この規程は令和 8年 4月 1日から施行する。